

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號三第 卷七十二第

行發日一月九年三和昭

## 論叢

租稅組合論 . . . . . 法學博士 神戸 正雄

海運に於ける運賃の最高限度 . . . . . 經濟學博士 小島昌太郎

ジムメル社會學概念批判 . . . . . 文學博士 米田庄太郎

## 時論

日支通商條約廢棄について . . . . . 法學博士 末廣 重雄

## 說苑

學と實踐 . . . . . 經濟學士 福井 孝治

ベルギー國立銀行制度の改正 . . . . . 經濟學士 松岡 孝兒

## 雜錄

普國に於ける小學校經費負擔の調節 . . . . . 經濟學士 中川與之助

勞働者家族所得保險について . . . . . 經濟學士 近藤 文二

獨逸國の臨時部會計 . . . . . 經濟學博士 沙見 三郎

## 法令

農業倉庫獎勵規則

(禁 轉載)

# 獨逸國の臨時部會計

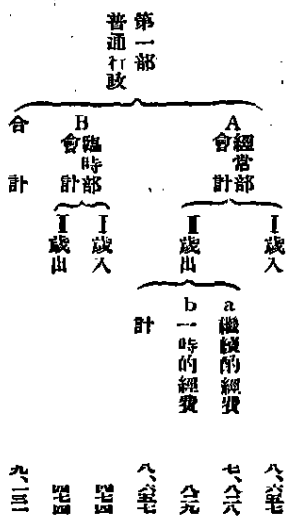
沙見 三郎

昭和二年度の日本の總豫算を見る。

歳入臨時部	一、四五八、一五四 <small>千円</small>
計	三〇〇、八一五
歳入臨時部	一、七五八、九六九
計	一、一八五、〇五八
歳出臨時部	一、七五八、九六九
計	一、七五八、九六九

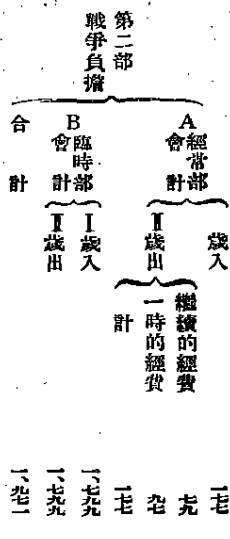
日本の豫算は歳入、歳出に横断せられ、更に歳入歳出の各々が經常部、臨時部に縦断せられてゐる。歳入と歳出とが均衡を保つ事は豫算編成上に於て形式的均衡の問題として必要である。更に進んで歳入經常部と歳出經常部とが如何なる關係にありや、歳入臨時部と歳出臨時部とが均衡を保つてゐるかどうかの問題となると、實質的均衡論として公債論の中心題目をなすのである。

一九二七年度の獨逸國の豫算を百萬麻單位で示すと、次の如くである。



1) 昭和三年度歳入歳出總豫算。

2) Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich 1927. S. 458-463.



獨逸國の豫算は日本の豫算と種々の點に於て異つてゐる。第一部普通行政(Allgemeine Reichsverwaltung)と第二部戦争負擔(Kriegslasten)とに分れてゐるのは、獨逸國の現状として止むを得ない所であらう。然し注目すべきは、先づ第一部の普通行政が經常部會計(Ordentlicher Haushalt)と臨時部會計(Ordentlicher Haushalt)とに横斷せられてゐる事である。而して、その經常部會計及び臨時部會計の各々が歳入(Einnahmen) 歳出(Ausgaben) に横斷せられてゐるのである。特に、經常部會計の歳出が繼續的經費(Fortdauernde Ausgaben)と一時的經費(Einmaligen Ausgaben)とに分れてゐるのも、注目に値する。

要するに、一、日本の豫算の横斷が獨逸國の豫算に

於て横斷となり、日本の豫算の横斷が獨逸國の豫算の横斷となつてゐる事と、二、獨逸國の經常部會計の歳出が、日本の歳出經常部と異り、更に繼續的經費と一時的經費とに分れてゐる事は、日本と獨逸國との豫算を見る上に於て注意すべき事實なりと云はねばならぬ。Dr. Hermann Löffl は最近着の雜誌に於て、獨逸國の臨時部會計を問題としてゐる。これ日本と獨逸國との豫算の比較の第一點に觸れてゐる問題である。以下 Löffl の説を紹介する。

二

獨逸國の臨時部會計につき Löffl は第一に獨逸國憲法第八十七條の規定を問題としてゐる。その第一項に Im Wege des Kredits duerfen Geldmittel nur bei ausserordentlichem Bedarf und in der Regel nur fuer Ausgaben zu verbenden Zwecken beschafft werden とある。同條同項を美濃部博士は、

國債ハ非常ノ需要アル場合ニ限り且ツ成ルベク生産事業ノ經費ニ充ツル爲ニ之ヲ起ス事ヲ得

3) Das Problem des „ausserordentlichen Haushalts“ (Vierteljahresschrift für Steuer-und Finanzrecht. 1928. Heft 2. S. 181-195)  
 4) 日本憲法比較對照世界各國憲法一七一頁

と邦譯してゐられる。「是」は同條に次の如き解釋を與へてゐるのである。

國家非常の場合を除き、獨逸國の臨時部會計に屬すべきものは生産的目的を有する經費に限る。この生産的目的を有する經費の財源は之を公債に求める事が出来る。

茲に問題となるのは、生産的目的を有する經費(Ausgaben zu erhebenden Zwecken)の意義である。考へ様によれば、通常時に於ける人の行動は決して盲目的でなく常に一定の方向を定めて進むのであるから、苟も將來に意義を有する經費は凡て生産的なりと名付ける事が出来るのである。この考へ方を國家經費に擴張して行くと、獨逸國の經費は殆んど全部が生産的となる。然るに茲に云ふ生産的なる考は經濟的の意味に限局せられてゐるのである。従つて文化的目的のみを有するが如き經費は、それが如何に必要なりとしても、憲法第八十七條に所謂「生産的目的を有する經費」の範圍に容れる事が出来なくなるのである。

獨逸國憲法第八十七條の生産的目的を有する經費の意味を經濟的のものとして、更に起る問題は經濟的の

生産の意味如何である。即ち經費の目的が國民經濟的牛産なりや私經濟的牛産なりによつて、その經費の財源たる臨時部會計の公債が擧ぐる効果が異つて來るのである。茲に鐵道、道路、橋梁等の事業を考へて見る。此等の事業は國民經濟の價値を全體として高めるものであつて、從來此等の諸設備の不完全なる爲めに多くの失費を費せしものが、その完成の結果として節約出來る所に意義がある。國民經濟的牛産の場合である。之に對し炭礦の國有、電力の國營、又は電車、地下鐵道、瓦斯、水道事業等の市營の場合には、國家公共團體は私經濟的收入を得る事を目的として行動する事が出来る。私經濟的牛産の場合がこれである、私經濟的牛産の場合は私人の營利事業と類似してゐるから損益の計算が明瞭にして其結果は直接に經常部會計に影響して來るのである。然るに國民經濟的牛産の場合に於ては、その結果として國民經濟が改善せられ従つて經常部會計の増収が自然に現はれて來るかどうかによつて間接に効果を定める事が出来るのである。

要するに、獨逸國憲法第八十七條の生産的目的を有する經費の意味を明かにする事は、聽て臨時部會計と

經常部會計との關係を示す事となるのである。

### 三

臨時部會計に於ける生産的經費の問題は、それが國民經濟の生産であつても又私經濟の生産の場合であつても、要するに國家の企業經營に關連してゐるのである、獨逸國の財産の管理の問題たるに於ては性質を一にしてゐる。然るに、茲には、之と異なる第二の問題として、經常部會計の一次的經費に對し臨時部會計が如何なる關係を有してゐるかを考究したのである。

前述の如く獨逸國の豫算は經常部と臨時部との二會計に分れ、經常部會計の歳出は繼續的經費と一次的經費との二つに細分せられてゐる。現今獨逸は軍備制限の結果として陸海軍、空軍を擴張する事が出来ないが、一度その制限が撤去せられると、此の方面にも多大の經費を要するのである。此種の經費は臨時的のものであるが、その性質上よりして臨時部會計に屬せず、經常部會計の一次的經費の一部となるのである。

此の一次的經費を支辨するのに種々の方法がある、巨額の特別税を起してこれを支辨するのも一方法である。然し適當なる税源が見つからない時には、金融界の情勢如何によつては起債の方法により負擔を多年に

分割する事も考へられるのである。此際注意すべきは比較的短期の公債によりこれを支辨し、この公債に對してはなるべく多額の償還を行ふべきである。蓋し此種の經費はむしろ國家公共團體の消費の性質を帯びてゐるから、起債によつてこれを支辨すると資本を國民經濟より奪ふ事となるから、出来るだけその弊害を少くする必要があるが故である。

これ經常部會計の一次的經費が起債を必要とする所以である。然し經常部會計なるものは、その組織上からして消費的目的を有する經費のために資本を調達する事が出来ないのである。こゝに於てか臨時部會計にその金融を依頼せねばならぬ事となる、これ獨逸國の臨時部會計の第二の機能に屬してゐる。臨時部會計の第一の機能は生産的目的を有する經費を支辨する事によりて、獨逸國の財産を管理するのである。これに對し臨時部會計の第二の機能は起債によつて經常部會計に資金を調達すると云ふ金融的機能である。

獨逸國の臨時部會計が企業の管理と共に經常部會計の負債の引受けをその機能としてゐる事は獨逸國の豫算を讀む上に於て注目すべき點である。「L」の研究は、この臨時部會計の特徴を示してゐる。